

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第 6、報告第 1 号、令和 7 年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第 1 号、令和 7 年度、7 年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてでございます。(仮称)道の駅かもめ島整備事業等に係る継続費について、別紙の通り通次繰越したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い致します。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは報告第 1 号について、補足説明させていただきます。

差し替え後の継続費繰越計算書をご覧ください。

本件につきましては、自治法施行令により、継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰越して使用することができ、この場合においては、翌年度の 5 月 3 1 日までに、継続費繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを報告する必要があります。

令和 7 年度一般会計の継続費は記載の 3 事業で、年割額の設定が、(仮称)道の駅かもめ島整備事業は 3 ヶ年のうち、令和 8 年度と 9 年度の 2 ヶ年度。新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新は、3 ヶ年のうち最終年度となる令和 8 年度。円山デジタルテレビ中継局送受信機更新は、3 ヶ年のうち最終年度となる令和 9 年度となっていることから、令和 7 年度における翌年度通次繰越額は 0 円となりました。

なお本議案の事前配布に当たりまして、皆様へ、一部誤った内容のものをお配りしてしまいましたことに、改めてお詫び申し上げます。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については以上で終わります。

(議長)

日程第7、報告第2号、令和7年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第2号、れ、令和7年度江差一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和8年度に繰越して使用、使用とする11事業に係る予算について、別紙計算書の通り繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは報告第2号について、補足説明させていただきます。

議案書4ページの繰越明許費、け、繰越計算書をご覧ください。

本件につきましては自治法施行令により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会でこれを報

告する必要があります。

令和7年度一般会計予算の繰越明許費は記載の11事業で、翌年度繰越額の合計は2億8,362万8千円となりました。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許す、許します。
質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい、えーすいません。ちょっと私の方から。

えーっと、4番、衛生費。えー省エネエアコン導入促進事業。おーまあ今回、えー470万の、うー繰り越しと言う事で、えー掲載されております。これは3月末月現在ってことは、これ確か2月の臨時議会で出されたものだと思いますね。

と言う事は、2月3月で3件しかなかったという位置づけでよろしいんでしょうか。

それと、今現在まで、この、おー、うーと、この補助金を使ってる、うー数は今現在で、総数でよろしいです。いくつになったか教えて下さい。

「総務課参事」

はい、総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

はい。それでは増永議員の質問に、えーがい、回答したいと思います。

まず申請件数なんですけども、えっと受付期間は3月1日から5月29日までとしております。そのうち3月1日から3月31日までに、えー申請のあった件数は、えー13件になっております。

で、そのうち、3件になっている理由としましては、3月中に、あの工事が完了して、補助金を出した金額が3件と言う事ですので、30万円というふうになっております。

で、現段階での、えー申請件数なんですけども、えー36件となっておりますので、えー、今、そうですね、全体で予算としては360万ほどの支出になるという事になります。

以上でございます。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えーつとですね、これ一町民の方から色々とその一、お話を聞くと、まーあの一江差町のこの一、補助金対象と言うのは、２０２７年の、うー省エネ、省エネ基準を１００％でなければ対象にならないと言う事になってますよね。すると、今２０２６年対応のと比べると、黙って１０万から、あー２０万くらいお値段が違うらしいんです。

で、結局、町民は、そのまあ確かに、今、あー３６件と言う事での、あーの一実績があるようですが、本来であれば、町民はもっともっと使いたいはずなんです。で一聞くとところによると、１０万円の補助で、えー例えば、今、２０２７年の対応やるとなると、最低でも３０万。と言うと、１０万補助を貰っても２０万追い金しなきゃいけないと言う現実問題があります。それを例えば２０２６年対応にすると、やはり、あーの一１０万チョボチョボの追い金で出来る。２０万で、総額で出来ると言う現実があります。

ですので、今、あー３６件と言う事は、あと１４件、枠として残ってますけども、その辺の、おー規制の、おー緩和を考えて貰えないものなのか、ちょっとご答弁をお願いします。

「総務課参事」

はい、総務課参事。

（議長）

総務課参事。

「総務課参事」

はい。それでは質問に回答したいと思います。

まずあの今回の省エネエアコンの、えーと導入補助金の、えーと財源になるのが、えー重点支援地方交付金と言う事で、あの要件としましては、省エネ性能の高いエアコンを導入すると言う事がまず一つであります。

えー今回の目的が、省エネエアコンを導入すると同時に、まあ、今、地球温暖化で暑くなってるのもあるんですけども、そのエアコンの普及とともに、脱炭素を図るというものの、あの一も目的であります。

で、残りの１４０万をどうするかと言う事は、えーと一、もう、今現在も受付期間が終了しており、おりますので、あの一今後の検討と言いますか、あの一振り返りで、えー検討させて頂きたいなと思っております。

あ、すいません。失礼致しました。えっと現段階の受付は、これで完了ということになっております。

(議長)

ほかに質疑希望はありませんので、報告第2号については以上で終わります。

(議長)

日程第8、報告第3号、令和7年度江差町公設地方卸売、卸売市場事業特別会計繰越めんきょひ（正：明許費）繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

報告第3号、令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和8年度に繰り越して使用しようとする江差町地方卸売市場移転新築事業に係る予算について、別紙計算書の通り繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

えーそれでは、報告第3号について、えー補足説明させていただきます。

えー議案書6ページの、えー繰越明許費、えー繰越計算書をご覧下さい。えー先ほど報告第2号で、えー財政課長から補足説明致しましたように、えー地方自治法施行令の規定により、繰越明許費に係る、えー歳出予算の経費を、えー翌年度に繰り越したときは、えー翌年度の5月31日までに、えー繰け、繰越計算書を調製し次の議会で報告することとなっております。

令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算の、えー繰越明許費は、地方卸売

市場移転新築事業のうち、外構工事や、えー解体工事などのに係るもので、2, 795万7千円となりました。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので、報告第3号については以上で終わります。

(議長)

日程第9、報告第4号、令和7年度江差町公共下水道事業会計繰越めんきょ(正:明許)費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第4号、令和7年度江差町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和8年度に繰り越して使用しようとする江差・上ノ国下水道管理センターほか、電気設備更新工事に係る予算について、別紙計算書の通り繰り越ししたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定によりこれを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

えーそれでは、えー報告第4号について、補足説明させていただきます。

えー議案書 8 ページの繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

えー本件につきましては、あー地方公営企業法第 6 條、えー第 26 条第 3 項の規定により、えー繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、えー繰越額の使用に関する計画について、えー管理者は地方公共団体の長に、えー地方公共団体の長は、次の議会において、その旨を報告する必要があります。

えー令和 7 年度、おー公共下水道、おー会計予算の繰越明許費は、えー記載の事業で、えー翌年度に繰り越しは 1, 100 万円となりました。説明は以上になります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、こちらの、おー金額を見てますと、あー予算計上額が、あー8, 200 万。そして実質支払いが、うー2, 100 万。そして、えー繰り越しが 1, 100 万。で、不用額が 6 千万と出ております。73%です。

これって、どういう形で、こう 6、おー6 千万という不用額が出たのか、その経緯の説明をお願い致します。

「建設水道課長」

はい、建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。えーこれにつきましては、えー年度当初に、えーこの江差・上ノ国、えー管理センターの、おー電気設備ほか、えー建築工事、いー要は外壁だとか、そう言った、こ、工事も含めて、えー社会資本整備事業こちらの方の補助事業で、えー予算、あー計上させて頂いたんですが、えー内示の、おー、えー中ですね、えーこの、えー社会ほそ、おー整備事業の、おー内示がかなり、えー減額されたと言う事で、えー建築、うー工事だとか、こういうものが、えー出来なくなりまして、えー電気、いー設備更新の工事と言う事にな

ります。

で、えーその一内訳と致しまして、えー2, 100、うー4万8千円だったんですが、この1, 100万円と言うのが、えー特注の、おー、えー電気機械設備になりまして、この機器の遅れによって、えー1, 100万、8年度に、えー繰り越しをしたと言うような内容になってますので、ご理解願います。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えーそしたらですね、ま、今の説明で行くと補助金が入らなかったって言う、まあことだと思っんですけども、それは当初、そういう、その一国・道との、その一まあ、あーコミュニケーションなり連絡を、と、取った段階で分からなかった事なんでしょうか。それとも、億測でこちらの方で走っていったがための結論で、こういうふうになったんですか。

と言うのは、さっき言ったように、73%という不用額って言う事自体が、非常にこの、うー財政の中で、あまりにも少し井勘定でねえがなっている気がするんです。ですから、やはりこの、うー出た経緯が、補助金が出なかったっていう理由よりも、その補助金の見極め方が失敗したと言う事でよろしいんでしょうか、ご答弁お願いします。

「建設水道課長」

はい、建設水道課長。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」

えーまあ見極めが失敗したと、おー言うような、あー形では無くて、えー実は、えっこちらの方も、おー通常の、おー予算的に、えー社会資本整備と言う事で要望してた中で、えー国の方で、えー優先順位、こういったものの、おー精査をした中で、えー町として、江差町として、えーこれだけの金額の内示が出たと言う事ですので、えーまっ、えーうちとしてましては、えーこの金額全額、うーつけて頂きたい、いーと言う事での予算要望したんですが、結果的に、えーこの73%減の、おー内示の予算になったと言う事でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「はい、分かりました」「分がった」の声）

（議長）

ほかに質疑きよ（正：希望）ありませんので、て、報告第４号については、以上で終わります。

（「はい」の声）

（議長）

日程第１０、報告第５号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」（提案説明）

報告第５号、和解及び損害賠償額の決定の処、専決処分についてでございます。

地方自治法１８０条第１項に規定する議会の委任による議決事件について、令和８年５月７日をもって専決処分致しましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

具体的内容については、担当課長に説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」

えーそれでは、あー報告第５号、和解及び、えー損害賠償額の決定の専決処分について補足説明させていただきます。えー１０ページをお開き下さい。

えー事案の概要です。えー本年２月１３日の、おー午後４時３０分ごろ、えー江差町、おー字小黒部町３６３番地先の、えー町道朝日校線において、えー甲は、えー社用車を運転中、カーブに差し掛かり、えーカーブ手前でブレーキを踏んだがスリップし、そのまま、あー町の所有する、えー誘導標識へ衝突し、誘導標識を、えー損失させたものでございます。

えー両者は、あー上記に起因する損害について、甲の負担と責任において賠償するとともに、賠償することとして、えー交渉を進め、和解することで合意を得たものでございます。

えー和解の概要です。えー上記の、おーきん、上記に、えー起因する、うー誘導ひ、標

識の賠償に関わる損害額が合計34万9,532円であることを確認し、え一甲の加入する損害賠償保険にて原状復旧することとしました。

えーこれらについて、えー上記事項については、今後、物件損害及び、これに伴う一切の、お一債権債務関係がないことを確認して和解してございます。以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第5号については以上で終わります。

(議長)

日程第11、報告第6号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第6号、和解お、及び損害賠償額の決定の処、専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和8年5月28日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えっそれでは、報告第6号について、ほ、補足説明させていただきます。議案書12ページの専決処分書をご覧ください。

本件につきましては、本年3月18日水曜日、えっ高齢あんしん課職員が江差町字円山299番地46のサツドラ江差店、えー駐車場において、バックにて駐車する際、右側に駐車していた車両のフロントバンパーに、当課運転の車両のリアバンパーが衝突し、破損させてしまったものです。相手方の車両に乗車していた方はおらず、怪我などはございませんでした。

えっ和解の概要につきましては、損傷した相手方のフロントバンパーの補修費用及び代車費用が6万4,516円であることを確認し、町が加入する損害賠償保険にて給付し、保証するものとし、これをもって町及び相手方のあい、間には、今後一切の債権債務関係が無い事で5月15日に示談致しました。

今後におきましては、このような事故が起きないように、十分注意して運転して参りたいと考えてございますので、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第6号については、以上で終わります。

(議長)

日程第12、報告第7号、和解およ、及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第7号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和8年6月4日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

ます。

「総務課参事」

総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

はい。それでは私の方から、えー報告第7号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、補足説明したいと思います。

えーと議案の方はですね、議案目次その2って書いてる方をご覧頂きたいなあって思っております。2ページのせ、ページ、2ページ目の専決処分書をご覧下さい。

えー2番目の事案の概要から説明したいと思います。あの本件につきましては、令和8年3がにじ、3月23日に江差町字陣屋町343番地において、甲がなんしょうさい（正：難視聴）対策として管理している小平沢地区のテレビアンテナケーブル設置木柱が、腐食、劣化により強風のため根元から倒壊し、A氏宅の屋根をそ、破壊、破損させたものでございます。

えー和解の概要でございますが、えっ甲は、乙が被った、ひ、損害額26万5,243円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、えー甲が加入する賠償、賠償補償保険により補償費全額、支はる、支払うものとしたものでございます。

上記内容により乙は甲に対し、今後、上記いっかい、上記以外の一切の債権債務関係が無い事を確認しているものでございます。以上で説明を終わります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第7号については、以上で終わります。